

公表されている違反対象物

宿泊施設など不特定多数の方が利用する施設や、社会福祉施設など一人で避難することが難しい方が利用する施設において、重大な消防法令違反（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の未設置）がある場合、その建物の所在地、違反内容等をお知らせしています。

京都市内において、現在、公表されている違反対象物は次のとおりです。

平成31年3月15日現在

No.	項目	内容
1	防火対象物の所在地	京都市南区東九条中殿田町11番地7
	防火対象物の名称	とり匠 ふく井
	違反事項	自動火災報知設備未設置
	根拠条項	消防法第17条第1項
	公表日	平成30年9月28日
2	防火対象物の所在地	京都市中京区西ノ京北聖町25番地
	防火対象物の名称	HFMビル
	違反事項	自動火災報知設備未設置
	根拠条項	消防法第17条第1項
	公表日	平成31年2月18日
3	防火対象物の所在地	京都市南区東九条西山王町15番地8
	防火対象物の名称	元祖 赤ちり屋 京都駅八条口本店
	違反事項	自動火災報知設備未設置
	根拠条項	消防法第17条第1項
	公表日	平成31年2月20日

公表されている違反対象物

No.	項目	内容
4	防火対象物の所在地	京都市中京区錦小路通柳馬場東入東魚屋町180番地
	防火対象物の名称	SAKIZO錦小路西ビル（2階部分）
	違反事項	自動火災報知設備未設置
	根拠条項	消防法第17条第1項
	公表日	平成31年2月26日
5	防火対象物の所在地	京都市右京区鳴滝蓮池町11番地6
	防火対象物の名称	レストラン金閣寺
	違反事項	自動火災報知設備未設置
	根拠条項	消防法第17条第1項
	公表日	平成31年3月13日
6	防火対象物の所在地	京都市伏見区石田桜木21番地5
	防火対象物の名称	荒堀ビル
	違反事項	自動火災報知設備未設置
	根拠条項	消防法第17条第1項
	公表日	平成31年3月15日